

広島県訓令第十三号

本 庁
地 方 機 関

公用文に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十二年十二月十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

公用文に関する規程の一部を改正する訓令

公用文に関する規程（昭和五十七年広島県訓令第一号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項第三号中「あいまいな」を「曖昧な」に改める。

第五条第二項中「常用漢字表（昭和五十六年内閣告示第一号）」を「常用漢字表（平成二十二年内閣告示第二号）」に改める。

第六条第三号中「めいりよくな」を「明瞭な」に改める。

第七条第二号の表中「けた」を「桁」に改める。

「県第・号議案

「県第・号議案

別記様式第四号六例三十三中

④

を

⑥

………について」

「報第

に、「四字目」を「六字目」に改め、同様式六例三十四及び例三十五中

・について」

・号 「報第・号

④ を

⑥

に改める。

………について」

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、平成二十三年一月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の公用文に関する規程により作成された用紙でこの訓令の施行の際現に使用中及び保管中のものは、改正後の公用文に関する規程により作成された用紙とみなし、当分の間、引き続き使用することができる。